

# 江東区高齢介護サービス事業所物価高騰緊急支援事業補助金交付要綱

令和4年10月21日

4江福地第1454号

## (目的)

第1条 この要綱は、江東区内に事業所を有する高齢介護サービス事業者（以下「事業者」という。）に対し、光熱水費をはじめとする物価高騰の影響を受ける運営費用の一部を補助することにより、事業所の安定的な運営を図り、もって利用者本位の福祉の実現及び区民の福祉の向上に資することを目的とする。

## (補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、事業者が実施する次の事業とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護
- (2) 法第8条第12項に規定する福祉用具貸与又は法第8条第13項に規定する特定福祉用具販売
- (3) 法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (4) 法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護
- (5) 法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護
- (6) 法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護
- (7) 法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護
- (8) 法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護
- (9) 法第8条の2第16項に規定する介護予防支援
- (10) 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業（江東区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年4月1日28江福地第2082号）第10条第1項第1号に規定する介護予防型通所に限る。）
- (11) 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）第34条に規定する都市型軽費老人ホームで行う事業
- (12) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条に規定する有料老人ホーム（法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護の指定を受

けたものを除く。)で行う事業

(13) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条に規定するサービス付き高齢者向け住宅（法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護の指定を受けたものを除く。）で行う事業

(14) 江東区地域密着型介護施設条例（平成22年12月江東区条例第53号）第3条第3号に規定するシルバーステイ

（補助対象者）

第3条 補助対象者は、事業者のうち、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

(1) 申請日の時点で、次のいずれかに該当していること。

ア 法第70条第1項、法第78条の2第1項、法第115条の2第1項又は法第115条の45の5第1項に規定する指定を受けているもの

イ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第2項に規定する許可を受けているもの

ウ 老人福祉法第29条第1項に規定する届出を行っているもの

エ 高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定する登録を受けているもの

オ 江東区地域密着型介護施設条例第3条第3号に規定するシルバーステイを実施しているもの

(2) 令和7年3月31日まで補助対象事業を継続する見込みがあること。

(3) 令和6年度中に5か月以上、前条各号の補助対象事業によるサービスを提供した実績又は提供する見込みがあること。

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、令和6年度における第2条に定める事業の運営に要する経費とする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、別表に定めるとおりとし、予算の範囲内で交付する。

2 補助金の交付は、1事業者につき1回とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令

和7年2月28日までに江東区高齢介護サービス事業所物価高騰緊急支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に申請するものとする。

- (1) 補助金の振込先が分かる金融機関の口座の通帳等の写し
  - (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類
- （交付決定）

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは江東区高齢介護サービス事業所物価高騰緊急支援事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、不適当と認めるときは江東区高齢介護サービス事業所物価高騰緊急支援事業補助金交付申請却下通知書（別記第3号様式）により申請者に通知する。

- 2 区長は、前項の交付決定に際し、必要に応じて条件を付することができる。
- （取下げ）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を区長に提出するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第9条 交付決定者は、江東区高齢介護サービス事業所物価高騰緊急支援事業補助金交付請求書（別記第4号様式）により、区長に補助金を請求するものとする。

- 2 区長は、前項の規定により補助金の請求を受けたときは、当該交付決定者に対し、速やかに補助金を支払う。

（交付決定の取消し）

第10条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はその他法令に違

反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、江東区高齢介護サービス事業所物価高騰緊急支援事業補助金交付決定取消通知書（別記第5号様式）により交付決定者に通知する。

（補助金の返還）

第11条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に交付決定者に補助金を交付しているときは、期限を定めて交付決定者に補助金の返還を命じなければならない。

2 前項の規定による補助金の返還に係る違約加算金及び延滞金の取扱いについては、江東区補助金等交付事務規則（平成20年3月江東区規則第24号）の定めるところによる。

（他の補助金等の一時停止等）

第12条 区長は、交付決定者が補助金の返還を命じられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合においては、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う報告）

第13条 交付決定者は、補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。）が確定した場合は、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記第6号様式）に確定申告書の写し等確定した仕入控除税額の積算内訳が分かる資料を添えて、区長に報告するものとする。

2 区長は、前項の規定による報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、決定の日から施行し、令和6年10月1日から適用する。

別表（第5条関係）

番号	事業所種別	区分	定員	補助金単価	補助額
1	特定施設入居者生活介護（軽費老人ホームを除く。）	入 所 系	あり	20,808円	補助金単価に申請日時点の対象者数を乗じて得た額
2	認知症対応型共同生活介護				
3	シルバーステイ				
4	都市型軽費老人ホーム	入 所 系 以 外	あり	7,872円	補助金単価に申請日時点の対象者数を乗じて得た額
5	有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護を除く。）				
6	サービス付き高齢者向け住宅（特定施設入居者生活介護を除く。）				
7	地域密着型通所介護				
8	認知症対応型通所介護				
9	小規模多機能型居宅介護				
10	福祉用具貸与又は特定福祉用具販売	入 所 系 以 外	なし		1事業所当たり 15,744円
11	定期巡回・随時対応型訪問介護看護				

1 2	夜間対応型訪問介護				
1 3	介護予防支援				
1 4	介護予防・日常生活支援総合事業 (サービスA通所・介護一体型を含む。)				

備考

- 1 介護予防・日常生活支援総合事業（サービスA通所・介護一体型を含む。）を実施する事業者が、曜日又は時間を切り替えて地域密着型通所介護を実施している場合は、地域密着型通所介護事業のみを実施しているものとみなす。
- 2 介護予防・日常生活支援総合事業（サービスA通所・介護一体型を含む。）を実施する事業者が、曜日又は時間を切り替えて第2条に定めのない通所介護事業を実施している場合は、補助対象としない。
- 3 「対象者数」とは、令和6年10月から令和7年1月までの各月1日時点の入所者数の総数をその期間の月数で除して得た数をいう。

江東区長 殿

申請者 (所在地)  
(法人名)  
(代表者名)

江東区高齢介護サービス事業所物価高騰緊急支援事業補助金交付申請書

江東区高齢介護サービス事業所物価高騰緊急支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1	事業所名及び所在地	(事業所名) (所在地)									
2	サービスの種類	(定員 名)									
3	事業所番号(指定番号)	(指定番号のないサービスは記入不要)									
4	サービス提供実績(実人数)	1 別表の1から6までのサービス(各月1日時点の実人数) 2 別表の7から14までのサービス(実人数)									
		月	人	月	人	月	人	月	人	月	人
5	対象者数	別表の1から6までのサービス(各月1日時点の4か月平均実人数) 別表の7から9までのサービス(定員) 人									
6	補助金交付申請額	(定員あり 入所系補助単価20,808円、入所系以外補助単価7,872円) × 対象者数 (定員なし 入所系以外15,744円) 円									
7	連絡担当者	(氏名) (電話)									
8	振込先口座										
振込先金融機関		銀行 信用金庫 信用組合 (○をしてください。)					店 出張所 (○をしてください。)				
		金融機関コード					支店コード				
振込先口座	預金種類	1 普通 2 当座 (○をしてください。)			口座番号						
		(フリガナ)									
		(名義人氏名)									

別記第2号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

法人名

代表者名 様

江東区長 印

江東区高齢介護サービス事業所物価高騰緊急支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった江東区高齢介護サービス事業所物価高騰緊急支援事業補助金について、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1 事業所名 \_\_\_\_\_

2 サービスの種類 \_\_\_\_\_

3 交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

4 交付条件

- (1) 交付決定後、令和7年3月31日までは当該サービス事業を継続すること。
- (2) 事業の継続が困難になり、休止又は廃止する場合は、事前に区に相談すること。
- (3) 江東区高齢介護サービス事業所物価高騰緊急支援事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。

上記交付条件を履行しない場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還するものとする。



別記第3号様式(第7条関係)

第 号  
年 月 日

法人名

代表者名 様

江東区長 印

江東区高齢介護サービス事業所物価高騰緊急支援事業補助金交付申請却下通知書

年 月 日付で申請のあった江東区高齢介護サービス事業所物価高騰緊急支援事業補助金については、下記の理由により却下することに決定したので通知します。

記

却下の理由

江東区長 殿

(所在地)  
(法人名)  
(代表者名)

印

江東区高齢介護サービス事業所物価高騰緊急支援事業補助金交付請求書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった江東区高齢介護サービス事業所物価高騰緊急支援事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 事業所名

2 請求額 金 円

3 振込先口座

振込先金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 (○をしてください。)				店 出張所 (○をしてください。)			
	金融機関コード				支店コード			
振込先口座	預金 種類	1 普通 2 当座 (○をしてください。)		口座 番号				
	(フリガナ)							
	(名義人氏名)							

別記第5号様式（第10条関係）

第 号  
年 月 日

法人名

代表者名 様

江東区長 印

江東区高齢介護サービス事業所物価高騰緊急支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 号により交付決定のあった江東区高齢介護サービス事業所物価高騰緊急支援事業補助金について、下記の理由により交付決定の（全部・一部）を取り消すこととしたので、江東区高齢介護サービス事業所物価高騰緊急支援事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

1 取消しの内容

2 取消しの理由

年 月 日

江東区長 殿

所在地

法人名

代表者名

印

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

江東区高齢介護サービス事業所物価高騰緊急支援事業補助金交付要綱第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業所名 \_\_\_\_\_

2 サービスの種類 \_\_\_\_\_

3 補助金の交付確定額 \_\_\_\_\_ 円

4 補助金返還相当額(消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額)

\_\_\_\_\_ 円

※0円の場合は、その理由： \_\_\_\_\_

5 添付書類

記載内容が確認できるもの(確定申告書の写し等)